三重ガイドラインGAP認証適合基準 茶 チェックシート

様式第2号

提出日 年 月 日

氏 名

- ※ 「自己点検」欄に、実施できた管理点には「○」、できなかったチェック項目には「×」、該当のない場合は「-」を入れてください。
- ※ 本基準書は、一般財団法人日本GAP協会発行のJGAP・アジアGAP農場用管理点と適合基準を引用しています。

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
1.農業経営の見 える化	県認証1.1	適用範囲	下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。 ① 農場(農場名、所在地、連絡先) ② 商品(農産物、品目(栽培中または栽培予定)) ③ 生産工程カテゴリー(栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程) ④ 圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培品目) ⑤ 倉庫(倉庫名等、所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等)) ⑥ 農産物取扱い施設(施設名等の識別、所在地、取扱い品目) ② 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)	これらは審査の申込書に含めて管理すると効率的である。 ②は「JGAP標準品目名リスト」に記載のある農産物・品目を記載する。 ③生産工程カテゴリーは、自分の農場が適用する生産工程(栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程)の範囲のことである。詳細は総合規則を参照のこと。 ④圃場については、総合規則の用語の定義「圃場」を参照のこと。		
1.農業経営の見 える化	県認証1.2	圃場と施設の地図	圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。	リスク評価の資料として活用するために地図を用意する。 施設には、農機具や資材の保管倉庫、農産物取扱い施設、衛 生施設(トイレ、手洗い)、エネルギー(重油、電気等)、 給排水の関連施設等がある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
2.経営者の責任	県認証2.1	責任及び権限	① 下記の責任者を確認できる組織図がある。 1) 経営者 2) 農場の責任者(経営者または経営者から農場管理を委任された者) 3) 商品管理の責任者(食品安全及び商品の異常・苦情対応に責任を有する者) 4) 農産物取扱い施設の管理責任者(農産物取扱い施設の運営に責任を有する者) 5) 肥料管理の責任者(肥料等の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者) 6) 農薬管理の責任者(農薬の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者) 7) 労働安全の責任者(作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者) 8) 労務管理の責任者(農場内部の職場環境、福祉及び労働条件(労働時間、休憩、休日、賃金等)に責任を有する者) ② 経営者は、上記の責任者に必要な権限を付与し、この基準書のどの管理点を担当させるか明確にしている。 ③ 経営者は、農場内に上記の責任者を周知している。	① 責任者は兼任でもよい。 ③ 例えば、組織図を作業場に掲示している。		
2.経営者の責任	県認証2.2	方針・目的	① 経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している。方針・目的には、食品安全の確保と法令遵守及び農場管理の継続的改善を含む。 ② 経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している。	① 例えば、「食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉、農場管理」の要素を含んだ方針書に経営者が署名して、作業者の見えるところに掲示する等がある。 団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針・目的とする。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ΧŦ
2.経営者の責任	県認証2.3	自己点検の実施	① JGAPを十分に理解した者による三重ガイドラインGAPの自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。 ② 自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。	*原則として団体の場合には該当外可能 例えば、下記の方法がある。 ・すでに認証を取得している農場の責任者が行う。 ・JGAP指導員と共同で行う。 ・JGAP指導員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。		
2.経営者の責任	県認証2.5	知的財産の保護	① 自分の知的財産である新たに開発した技術、新たに育成した品種、新たにブランド化した商品等がある場合、それらを保護し活用している。 ② 登録品種などの他人の知的財産を侵害しないようにしている。	①例えば、下記に取り組んでいる。 ・技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、それを保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選ぶ。 ・新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施する。 ②例えば日本の場合、登録品種の種苗を譲渡する場合は権利者の許諾を得ている。		
3.計画及び実績 評価	県認証3.1	生産計画と実績 の比較	農場の責任者は下記の項目を含む年間の生産計画を立て文書化している。 ① 作業内容及び実施時期 ② 品目ごとの摘採見込量、荒茶・仕上茶の製造見込量 ③ 生産性等に関する目標	③例えば、目標には下記がある。 ・10a当り収量・売上 ・10a当りの資材(肥料・農薬等)の使用量・使用金額 ・作業者一人当りの収量 ・機械・設備の稼働率に関すること ・荒茶1kg当りのエネルギー使用量 ・品質向上に関すること		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХE
3.計画及び実績評価	県認証3.2	作業記録	圃場及び農産物取扱い施設で <i>の</i> 作業を記録している。	記録には、例えば下記がある。 ・作業日 ・作業者名 ・作業内容 ・作業時間 ・機械の稼働時間 ・天候による作業への影響(雨または風の発生など) ・苦情・異常・ルール違反・事故等のトラブル及びヒヤリ ハット		
3.計画及び実績評価	県認証3.3	記録の保管	① 記録を過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。 初回審査では審査日からさかのぼって3か月分以上の記録を保 管している。ただし当該期間に発生しない作業の記録は除 く。初回審査後は継続して記録を保管している。 ② 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている 場合には、その要求に従って記録を保管している。	ボイラーの定期自主検査の記録は3年間保存する。(県認証)		
3.計画及び実績 評価	県認証3.4	計画と実績の比較	①管理点3.1に対する実績を記録している。 ②計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
4.栽培工程及び収穫工程におけるリスク管理	県認証4.1	圃場及び倉庫 における 交差汚染の防止	① 圃場及び倉庫における下記のものと、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 1) 種苗、作物及び農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	例えば、汚染物質には農薬及び農薬に関連するもの(散布機械・調製器具(計量カップ・秤)・防除具(マスク・ゴーグル)・防除衣)、肥料(特に堆肥や有機肥料)、薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、人由来のもの、周辺環境由来のもの等がある。 個えば、下記の事例がある。 電線にとまった鳥からの著しい糞の落下。ペットの侵入。農薬保管庫に隣接した収穫容器の保管。収穫容器や被覆資材への軒先に巣を作った鳥による糞の付着。農薬散布機を取り出す時に収穫容器に接触する可能性、機械の燃料タンクから燃料が漏洩して収穫容器や被覆資材が汚染される可能性等を検討する。 他の管理点の対策を引用してもよい。		
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.2	新規圃場の適性の 検討と問題への対 策	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。検討の結果を記録している。 ① 農産物の安全(管理点15.1、16.1.1、24.5.1参照) ② 労働安全(管理点14.1参照) ③ 周辺環境への影響(管理点21.1参照) ④ 自然保護地域の開発規制管理点	④自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。		
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.3	新規圃場の問題へ の対策	管理点4.2の検討の結果、改善を行った場合は、対策の内容と その結果を記録している。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.4	栽培工程の明確化	① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む栽培工程を文書化 している。 1)作業工程 2)工程で使用する主要な資源(種苗、土、水、資材、機械・設備、運送車両等) ②工程を変更した場合には、文書を見直している。			
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.5	食品安全危害要因 の評価(栽培工 程)	① 管理点4.4で明確化した栽培工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点4.4の栽培工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。			
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.6	順の決定(栽培工	管理点4.5のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための 対策・ルール・手順を定めて文書化している。	下記に示す管理点の対策・ルール・手順を引用してもよい。 ・13.作業者及び入場者の衛生管理 ・15.土の管理 ・16.水の利用及び廃水管理 ・17.施設の一般衛生管理 ・18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具、工具等の管理 ・20.廃棄物の管理及び資源の有効利用 ・23.種苗の管理 ・24.農薬の管理 ・25.肥料等の管理		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.7	対策・ルール・ 手順の実施 (栽培工程)	管理点4.6で定めた対策・ルール・手順を作業者に周知し、教育訓練した上で実施している。			
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.8		① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む収穫工程を文書化している。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源(器具・容器、機械・設備、運送車両等) ② 工程を変更した場合には、文書を見直している。			
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.9	食品安全危害要因 の評価 (収穫工程)	① 管理点4.8で明確化した収穫工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点4.8で収穫工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。			
4.栽培工程及び 収穫工程におけ るリスク管理	県認証4.10	手順の決定	管理点4.9のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。	下記に示す管理点の対策・ルール・手順を引用してもよい。 ・18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具、工具等の管理 ・20.廃棄物の管理及び資源の有効利用		
4.栽培工程及び 収穫工程 におけるリスク 管理	県認証4.11	対策・ルール・ 手順の実施 (収穫工程)	管理点4.10で定めた対策・ルール・手順を周知し、教育訓練 した上で実施している。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.1	農産物取扱い施設 における 交差汚染及び異物 混入の防止	汚染物質との交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年 1回以上実施し、必要な対策を講じている。なお、対策には 立地や施設構造の見直しを含む。 1)農産物 2)包装資材	例えば、汚染物質には農薬・肥料・薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、汚水(停滞水・廃水)・雨漏りや結露による汚染、有害な排気、人由来のもの、施設構造物(天井・壁・床等)・設備・備品(照明、空調、机等)等の経年劣化・破損等による異物等がある。 必要な対策には、例えば、点検・補修・交換、ゾーニング(汚染エリアと清潔エリアを分ける)、整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌、入場ルールの徹底等がある。 対策は他の管理点の対策を引用してもよい。		
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証 5.1.1	農産物取扱い施設 のレイアウト	農産物取扱い施設のレイアウト図(見取り図)がある。	リスク評価の資料として活用するためにレイアウト図を用意する。例えば、エネルギー・水・吸排気の関連設備、製造設備・機械、資材・工具・油類・掃除用具等の置場、入出荷口、出入口、靴の履き替え場所、休憩・喫煙場所、飲食場所、トイレ、更衣場所、手洗場、廃棄物置場等が明確になった農産物取扱い施設のレイアウト図を用意する。		
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.2	農産物取扱い 工程の明確化	① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む農産物取扱い工程を文書化している。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源(水、資材、機械・設備、運送車両等) ② 工程を変更した場合には、文書を見直している。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.3	食品安全 危害要因の評価 (農産物取扱い 工程)	① 管理点5.2で明確化した農産物取扱い工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点5.2の農産物取扱い工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。	食品安全危害要因は、下記の観点で特定するとよい。 ・その工程で混入・付着する可能性のある危害要因 ・栽培工程や収穫工程で抑制しきれない残存している危害要因 ・管理をしないと増大する危害要因 また、食品安全危害要因の健康への悪影響の重大さ及びその 起こりやすさにより、リスクの程度(高い、低い等)を評価する。 食品安全危害要因には、例えば下記がある。 ・生物的危害要因:病原微生物 ・化学的危害要因:農薬・カビ毒・肥料・油類等の化学物質、重金属類 ・物理的危害要因:ガラス片・金属片・プラスチック片・木片・石・砂・降灰等の異物 ・放射性物質		
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.4		管理点5.3のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための 対策・ルール・手順を定めて文書化している。	下記に示す管理点の対策・ルール・手順を引用してもよい。 ・13.作業者及び入場者の衛生管理 ・16.水の利用及び廃水管理 ・17.施設の一般衛生管理 ・18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具、工具等の管理 ・20.廃棄物の管理及び資源の有効利用		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	Х Е
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.5	対策・ルール・ 手順の実施 (農産物取扱い 工程)	管理点5.4で定めた対策・ルール・手順を周知し、教育訓練した上で実施している。			
5.農産物取扱い 工程におけるリ スク管理	県認証5.6	対策・ルール・手順の検証	① 管理点5.3においてリスクが高いと評価した食品安全危害 要因を抑制する対策・ルール・手順の履行及び有効性を検証 する方法を文書化している。 ② 上記①で定めた方法に従って検証を行い、その結果を記録 している。	①例えば、対策・ルール・手順の履行状況を管理点5.5.1の 記録から確認する手順としている。		
8.商品管理	県認証8.3		① 商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適合な農産物とが混ざらないように識別管理されている。 ② 不適合な農産物については、処置の仕方を決めて取扱っている。 ③ 食品安全や品質に著しく影響を与える場合には、管理点 9.1.1、9.1.2に従って対応している。	①商品の仕様を満たしているとは、商品管理の責任者が管理 している農産物の安全や品質を満 たしてる状態のことであ る。 ②例えば、全量廃棄する、異物を除去して再商品化する、食 品安全に影響しない場合は単価を下げて販売する等がある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХE
9.苦情・異常・ルール違反への対応 9.1 商品に関する苦情・異常への対応	県認証 9.1.1	商品に関する苦情・異常への対応手順	商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書 化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ① 商品に関する苦情や異常の発生時における商品管理の責任 者への連絡 ② 状況及び影響の把握(商品回収の必要性の判断を含む) ③ 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相 談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) ④ 原因追及 ⑤ 是正処置 ⑥ 法令違反があった場合の県への報告	例えば、商品に関する苦情・異常として下記がある。 ・顧客からの商品に対する苦情 ・農場内部の環境異常等が商品に影響を及ぼす状況の発見 (例えば、洗浄水が汚染された、天井の蛍光灯が割れて飛散し農産物に混入した等) ・農場内部でのルール違反が商品に影響を及ぼす状況の発見 (例えば、農薬の希釈倍数を誤って濃くしてしまった等)		
9.苦情・異常・ ルール違反への 対応 9.1 商品に関す る苦情・異常へ の対応	県認証 9.1.2		商品に関係する苦情・異常が発生した場合には、管理点9.1.1 の管理手順に従って対応したことが記録でわかる。			
10.識別とトレー サビリティ 10.1 トレーサビ リティ	県認証 10.1.1	商品への表示 (荒茶)	出荷する商品または送り状、納品書、規格書等に下記の表示を行っている。 ① 品名 ② 原材料名(食品添加物含む) ③ 原料原産地 ④ 内容量 ⑤ 製造業者等の氏名または名称及び住所 ⑥ 荒茶の識別に必要な事項(出荷年月日、品種等の製造ロット等)	①品名には品目が複数ある場合にはその識別を含む。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
10.識別とトレー サビリティ 10.1 トレーサビ リティ	県認証 10.1.2	出荷記録	出荷した商品(荒茶)の出荷と荒茶製造のつながりが分かる 出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含むこと。 ① 出荷日 ② 出荷先・販売先 ③ 品名 ④ 出荷数量 ⑤ 荒茶製造ロット	* 商品が荒茶の場合に限る。		
10.識別とトレー サビリティ 10.1 トレーサビ リティ	県認証 10.1.4	荒茶の製造記録	荒茶製造を実施する場合、荒茶製造と摘採のつながりが分かる荒 茶製造の記録がある。記録には、下記を含むこと。 ① 荒茶製造ロット ② 荒茶製造日 ③ 荒茶製造母 ④ 荒茶製造の記録がある。記録には、下記を含むこと。			
10.識別とトレー サビリティ 10.1 トレーサビ リティ	県認証 10.1.5	摘採の記録	摘採の履歴として、下記を記録している。 ①摘採ロット ②品名 ③摘採日 ④摘採数量 ⑤摘採した圃場	①団体の場合には摘採ロットは茶工場の生葉受入ロットでよい。 ②品名には品目、品種、栽培方法、摘採方法の違い等の必要な識別を記載する。 ③団体の場合には、摘採日と茶工場の受入日が同じであれば茶工場受入日でよい。		
11.責任者及び教 育訓練	県認証11.8	公的な資格の保有または講習の修了		日本の場合、例えば、労働安全に関する資格・講習として危 険物取扱者(消防法)、乾燥設備・ボイラー・フォークリフ ト・玉掛等の技能講習(労働安全衛生法)がある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
12.人権・福祉と 労務管理	県認証12.1	労働力の適切な確保	① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇い入れの年月日が記載されている。個人情報は守秘義務を遵守して管理している。 ② 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。 ③ ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。	*同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)、該当外となる。その他の場合は、使用者(経営者)と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。 ①日本の場合、労働基準法により労働者名簿に記載すべき事項は下記の通りである。 ・氏名 ・生年月日 ・履歴 ・性別 ・住所・従事する業務の種類(労働者数30人未満の事業所の場合は不要)・雇入れの年月日・退職の年月日及びその理由(解雇にあってはその理由も含む)・死亡の年月日及びその理由(解雇にあってはその理由も含む)・死亡の年月日及びその理由②日本の場合、外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。 ③ILOでは「就業の最低年齢に関する条約(第138号)」で最低年齢は義務教育終了年齢後原則15歳となっており、ただし、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上、危険有害業務は18歳未満禁止となっている。 なお、開発途上国のための例外として就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上となっている。日本の場合、満15歳の3月31日までは児童となる。また、年少者とは満18歳に満たない者を指す。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
12.人権・福祉と 労務管理	県認証12.5	労働条件の提示	① 使用者は、労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示している。 1) 従事する業務内容と就業する場所 2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 3) 労働する時間、休憩時間、休日 4) 賃金とその支払方法及び支払い時期 5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) ② 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。	*労働者がいない場合は該当外 日本の場合、「労働条件通知書(雇用契約書・就業規則と併用可)」で下記の事項についての明示は必須となっている。 ・労働契約の期間 ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所、従事する業務の内容 ・始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ・賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む) その他、使用者が定める場合には、例えば賃金から控除する内容(食費、作業用品等)、昇給に関する事項等を明記する。		
13.作業者及び入 場者の衛生管理	県認証13.1	作業者及び入場者 の 健康状態の把握 と対策	① 農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染しているまたはその疑いのある作業者及び入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。 ② 農場の責任者は、①に該当する者に対して、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止または対策を講じた上で立入・従事を許可している。	②例えば、下記のような対策がある。 ・嘔吐、下痢、黄疸、発熱等の症状がある作業者については、感染症(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等)の疑いがあるため立入・従事を禁止する。・手指に化膿創がある場合には黄色ブドウ球菌による汚染リスクがあるため、重度の場合には農産物に接触する作業には従事させない。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
13.作業者及び入 場者の衛生管理	県認証13.2	作業者及び入場者 のルール		①所持品には例えば、時計、メガネ、携帯電話、筆記用具、たばこ、ライター、財布、鍵、付爪・マニュキア、指輪、ピアス等がある。 収穫作業者には、例えば下記のルールを周知する。 ・ボタンやファスナーの取れかけた作業着は着用しない。 ・携帯電話は落下防止処置をして携帯する。 ・たばこ、ライター、財布、鍵等を携帯する場合は、ファスナーのついたポケットに入れる。 ・圃場ではたばこを吸わない。		
13.3 衛生設備に 関連する管理	県認証 13.3.1	手洗い設備	手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水(管理点16.1.2参照)を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。	洗浄剤には例えば液体石けんがある。		
13.3 衛生設備に 関連する管理	県認証 13.3.2	トイレの確保と衛 生	① 作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。② トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。③ トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。④ トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
14.労働安全管理 及び事故発生時 の対応	県認証14.1	作業者の労働安全	① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。 1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用 2)草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用 3)茶工場での生葉カッター等の回転部分の調整や異常修復作業 4)茶工場での回転する機械の異常修復後や掃除後の機械再稼働 ② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。 ③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。	①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。 対策には、例えば下記がある。 1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や 段差を十分に把握して作業する。 2)斜面・法面での十分な足場の確保 3)機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止 4)再稼働に大きな声をかける、スイッチを入れることができる者の限定		
14.労働安全管理 及び事故発生時 の対応	県認証14.2	危険な作業に従事 する作業者	管理点14.1で明確にした危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための充分な教育・訓練を受けた者である(管理点11.7参照)。 ② 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している(管理点11.8参照)。 ③ 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。 ④ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ⑤ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。	⑤例えば、高所作業の際のヘルメット、草刈り機を使用する際のフェイスガード着用等がある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
14.労働安全管理 及び事故発生時 の対応	県認証14.5	労働災害に関する 備え(強制加入)	法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が その保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加 入している。	労働災害の補償に関する保険については、ILOの「業務災害給付条約(第121号)」が参考となる。 日本の場合、「労働者災害補償保険法」があり、農業において主たる条件は下記となっている。 ・法人と常時雇用5人以上の労働者を使用する個人事業者は強制加入、常時雇用5人未満の労働者を使用する個人事業者の場合は任意加入 ・外国人技能実習生は1人から適用またはそれに類するものに加入しなければならない。		
14.労働安全管理 及び事故発生時 の対応	県認証14.6	労働災害に関する 備え(任意加入 等)	① 労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができている (管理点14.5で保険に加入している場合を除く)。 ② 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策が できている。	その国の労災保険の任意加入制度や特別加入制度を利用する、または民間の傷害保険等に加入する。 日本の場合、「労働者災害補償保険法」があり、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者は「労災保険特別加入団体」を通じて特別加入が可能である。また、中小事業主は「労働保険事務組合」を通じて特別加入可能である。なお、経営者が特別加入した場合や労働者の過半数が希望する場合には常時雇用5人未満の個人事業者であっても管理点14.5の強制加入の対象となる。		
15.土の管理	県認証15.1	土壌の安全性	下記の情報を参考に、土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性について年1回以上リスク評価し、問題がある場合には行政に相談して対策を講じている。リスク評価の結果と対策を記録している。 ① 行政による土壌汚染地域通知・指定の有無 ② 管理点1.2の周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴	安全性の評価項目としては、例えばドリン系農薬などのPOPs 物質の残留、重金属類、放射性物質等がある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
15.土の管理	県認証15.2	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用し ている。	例えば、下記の方法がある。 ・土壌の透水性改善 ・草生栽培等の被覆作物の栽培 ・植生帯の設置 ・等高線栽培 ・石積・ブロックの施工		
15.土の管理	県認証15.3	十作り	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作り を行っている。	例えば、下記の方法がある。 ・土壌図の利用 ・堆肥の施用(植物残渣のリサイクルを含む) ・緑肥の栽培(輪作の検討を含む) ・適切な土壌改良資材の使用 ・深耕の実施		
15.土の管理	県認証15.4	汚染水の流入対策	① 汚水の圃場への流入による土壌及び作物に対する影響がないように、対策を講じている。 ② 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価を実施し、必要な対策を講じている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。	大雨の危険がある場合には圃場に水が入り込まないように土 嚢を積むなどして管理する。また、排水溝につまりがないこ とを事前に点検するなどがある。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
16.水の利用及び 排水管理 16.1 生産工程で 使用する水の安 全性	県認証 16.1.1		る。リスク評価の結果及び対策を記録している。リスク評価 は下記の情報を利用する。 1)使用方法、使用時期及び使用期間 2)水源及び貯水場所の周辺の状況	①水の種類には農業用水、井戸水、河川水、ため池水、雨水、廃水の利用等がある。 ②危害要因には例えば、病原性微生物、重金属類、農薬、有機溶剤、放射性物質等がある。 日本の場合、行政が実施する公共水域に関する環境影響評価「人の健康の保護に関する環境基準」に対する水質検査結果を参考にする。農場が水質検査を実施する場合には取水場所の周辺状況からリスクが考えられる項目を検査する。		
16.水の利用及び 排水管理 16.1 生産工程で 使用する水の安 全性	県認証 16.1.2	農産物取扱い工程	農産物取扱い工程で農産物に接する水(蒸気等)、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水、及び作業者の手洗いに使用する水は、食品製造用水(飲用適の水)であることを、年1回以上確認し記録を保管している。	生物		
16.水の利用及び 排水管理 16.1 生産工程で 使用する水の安 全性	県認証 16.1.3	生葉洗浄水の 衛生管理	生葉洗浄工程がある場合、洗浄水により生葉が汚染されない よう にしている。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХE
17.施設の一般衛 生管理	県認証 17.1	有害生物への対応	① 農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止している。 ② 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。	例えば、どのような有害生物が発生しやすいかを把握した後に、進入路を塞いだり、駆除を実施する。薬剤での駆除は、 農産物等に薬剤の影響がないよう保健所または専門業者に相 談後実施する。		
17.施設の一般衛 生管理	県認証 17.1.1		夜間に昆虫が工場内の電灯に誘引されて侵入してくることを 防止する対策を講じている。	例えば、空気を取り入れるために開放する扉・シャッター・ 窓等は防虫ネット・網戸等を確実に閉める。紫外線をカット した 電灯を使用する等がある。		
17.施設の一般衛 生管理	県認証 17.2	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を 講じている。	例えば、作業場所から隔離された場所で喫煙・飲食をする。 作業場所と隔離されていないところで飲食する場合には、飲 食後に清掃し、または必要に応じて殺菌をして農産物の衛生 に影響がないようする。		
17.施設の一般衛 生管理	県認証 17.4	荒茶・仕上茶及び 包装資材の取扱い と保管	荒茶・仕上茶及びその包装資材は下記の条件で取扱い・保管されている。 ① 水濡れの防止 ② 薬剤、油類、廃棄物等の汚染物質との接触回避 ③ パレットを使用する場合には、汚染されていないパレット及び荒茶・仕上茶との接触面が破損していないパレットを使用する。 ④ 荒茶・仕上茶を保管する場合、品名・製造ロット・数量が明確になっており、使用期限を含めその後の取扱いに間違いがないようにしている。 ⑤ 冷蔵設備を使用する場合には温度管理や結露による水濡れ対策を実施している。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
18.機械・設備、 運搬車両、収穫 関連の容器・備 品、包装資材、 掃除道具、工具 等の管理	県認証18.1	機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管	① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 ② 機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 ③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。	①栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程で使用する機械・設備がある。また、電気、ガス、重油、圧縮空気、水関連(貯水・蒸気発生・浄化)等の設備も含む。例えば機械台帳に明確にする。茶工場についてはレイアウト図(5.1参照)を利用して明確にする方法もある。 ②例えば、農薬散布の前に農薬散布機のノズル、ホース、タンク及び接合部のチェックを行い正確に散布できることを確認している。年1回以上乗用摘採機等の整備を整備工場に依頼している。また、茶期前に茶工場の機械・設備を点検・整備・修理し清掃を実施している。 ③例えば、農薬散布機と摘採機は同じ場所に置かない。摘採機の刃部で怪我をしないように対策している。乗用摘採機はキーを抜いて保管している。		
18.機械・設備、 運搬車両、収穫 関連の容器・備 品、包装資材、 掃除道具、工具 等の管理	県認証18.3	いに使用する容器・	① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫 関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染され ていないか定期的に点検している。 ② 点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交 換等の対策を講じている。 ③ 複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・ 誤表記を防ぐ工夫をしている。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
18.機械・設備、 運搬車両、収穫 関連の容器・備 品、包装資材、 掃除道具、工具 等の管理	県認証18.6	機械・設備の安全 な使用	② 安全性を損なう改造を実施していない。	①例えば、取扱説明書や機械に書かれている注意事項通りに使用する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受けてから使用する。取扱説明書は紛失しないよう適切に保管する。 ②例えば、整備効率を重視して、本来あるべき安全力バーを外すことがないようにする。 ③例えば日本の場合、購入時に型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。		
19.エネルギー等の管理、地球温暖化防止	県認証19.1	燃料の保管管理	災を防いでいる。 ④ 燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。 ⑤ 燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施され	③ガソリンは揺れにより静電気を蓄積しやすいため、例えば、地面に接しておく。保管容器を取り扱う前に地面に触れて人体の静電気を逃がしている。 ④日本の場合、少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満)を保管する場合には10型ABC消火器を設置するよう火災予防条例で定められている場合が多い。 ⑤例えば、バルブのある機械設備は使用していない時にはバルブを閉じる。バルブのない機械(草刈り機等)は長期間使用しないときは燃料を抜いておく。また、燃料タンクには法令に基づき防油堤の設置をし、防油堤内の雨水を抜いた後はバルブを閉める。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
19.エネルギー等の管理、地球温暖化防止		温室効果ガス (CO2) の発生抑 制及び省エネル ギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO ₂)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。	例えば、CO2の発生を抑制する方法として、作業工程を見直し、作業効率を上げる。自然エネルギーへ切り替える(太陽光発電、風力発電等)。エネルギー効率の高い器材・機械を選択する(例えばLED照明への変更)。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備により燃費を向上させる。不要な照明は消灯する。植物残渣や雑草などの野焼きをしないなどがある。日本の場合、環境省のホームページでエネルギーごとの単位発熱量と排出係数が確認できるため、各エネルギーを二酸化炭素(CO2)に換算して計算することで、自分の使用している電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギーがどれだけCO2を発生させているか確認することが可能であり、省エネ対応の基礎資料となる。		
20.廃棄物の管理 及び資源の有効 利用			① 農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。② 上記①の通り廃棄物を保管・処理している。	日本の場合、廃棄物は下記のことを守って処理する。 ・行政の指導に従う。 ・行政、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ・産業廃棄物の処理記録として「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」または農協等への「廃棄物処理の委任状」がある。 ・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。 ・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。 ・廃棄物の容器は内容物が漏れないようになっている。 ・圃場や施設へねずみや虫等を引き寄せない場所に廃棄物を保管している。 農薬の空容器は下記のことを守って保管する。 ・空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ・容器内の農薬は使い切っている。 ・空容器は他の目的に使用しない。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
20.廃棄物の管理 及び資源の有効 利用	県認証20.2	資源の有効利用	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている			
20.廃棄物の管理 及び資源の有効 利用		整理・整頓・清掃	圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整 頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。	例えば、使わない機械・道具、廃棄物を栽培中の圃場や施設 その周辺に放置していない。		
21.周辺環境への配慮及び地域社会との共生	県認証21.2		① 圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。 ② 農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。	地域とは、自分の行動圏内、おおむね市町村の範囲を指す。		
23.種苗の管理	県認証23.1		① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者が記載された証明書等を保管しているまたは記録している。 ② 自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
24.農薬の管理 24.1 農薬使用計 画	県認証 24.1.1		① 農薬管理の責任者は、耕種的防除・生物的防除・物理的防除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害虫・雑草による被害を抑える計画としている。(総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management))② 過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。	例えば下記の取り組みを行っている。 ・病害虫に強い品種を選定している。 ・圃場周辺の除草や樹木を除去する。 ・病害虫・雑草の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ・病害虫・雑草の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。 ・定期的な茶園の更新を行っている。		
24.農薬の管理 24.1 農薬使用計 画	県認証 24.1.2	農薬の選択・計画	農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。 ② 上記の農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。 ③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。 ④ 輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。 ⑤ 水田または水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。 ⑥ 農薬使用計画は、ポストハーベスト農薬を含んでいる。	リスト等を参考にして農薬使用計画を作成する。 輸出先の国に残留基準値がない場合Codex MRLを使用する。 ⑥日本の場合、ポストハーベスト農薬は食品添加物に該当す		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
24.農薬の管理 24.2 農薬の準備	県認証 24.2.1	農薬使用の決定	① 農薬管理の責任者は、管理点24.1.2で立てた農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。 ② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点24.1.2を満たしているか再度確認してから決定している。 ③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。 ④ その他、ラベルの指示事項に従っている。			
24.農薬の管理 24.2 農薬の準備	県認証 24.2.2	農薬の準備・確認	① 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬を準備・使用していない。② 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。			
24.農薬の管理 24.2 農薬の準備	県認証 24.2.4	農薬の計量・希釈	① 必要な散布液量を計算し、散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないようにしている。 ② 正確に希釈している。 ③ 混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。 ④ 計量カップや農薬の空容器は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。	③混用の前に混合剤があるか確認する。混用する場合は、例えば農協・農薬メーカーに相談したり、混用事例集を活用す		
24.農薬の管理 24.3 農薬の使用 と記録	県認証 24.3.1	防除衣・防除具の着用	① 農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。 ② マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。	①例えば、ラベルの指示通りのマスクであることを販売店に 確認してから購入している。		
24.農薬の管理 24.3 農薬の使用 と記録	県認証 24.3.3	防除衣・防除具の 保管	防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。	例えば、防除衣と防除具を農薬保管庫に保管していない。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХŦ
24.農薬の管理 24.3 農薬の使用 と記録	県認証 24.3.5	農薬散布機の洗浄と洗浄液の処理	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、 散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを速や かに洗浄している。 ② 散布設備の洗浄は、自分が管理する特定の場所で、農産物 や水源に危害がない方法で行っている。 ③ 洗浄液の処理は、行政の指導に従っている。行政の指導が ない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源 に危害がない方法で処理している。	例えば、複数の作物に同じ農薬散布機を使用している場合には特に注意している。洗浄液を畝間に処理していない。薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。		
24.農薬の管理 24.3 農薬の使用 と記録	県認証 24.3.7	農薬使用の記録	農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。 ① 対象作物(農薬登録における適用作物名) ② 使用場所 (圃場名等) ③ 使用日 ④ 農薬の商品名 ⑤ 使用目的 (適用病害虫・雑草名) ⑥ 有効成分 ⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量 ⑧ 使用時期 (収穫前日数等) ⑨ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む) ⑩ 作業者名 ⑪ 農薬管理の責任者による検証	農薬使用計画に④⑤⑥⑧⑨を記載しており、計画通りに使用した場合、農薬使用の記録には④のみを記載し、⑤⑥⑧⑨を省略してもよい。 ⑦は散布液を調製する際に計量した原液量を記録することを推奨する。 ⑨使用方法には、散布、株元散布、土壌灌注等がある。 ⑪例えば、農薬管理の責任者が農薬使用基準を満たしていることを確認し、押印している。		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
24.農薬の管理 24.4 農薬の保管	県認証 24.4.1	農薬保管庫の管理	① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。 ② 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。 ③ 農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。 ④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。 ⑤ 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。 ⑥ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑦ ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。	例えば、農薬保管庫に入りきらない大きな容器の農薬は、倉庫全体を保管庫とする方法がある。その場合、出入りの都度施錠をし、農薬管理の責任者の許可・指示なく開錠できないことなど管理点24.4全体を満たす必要がある。		
24.農薬の管理 24.4 農薬の保管	県認証 24.4.4	危険物の保管 (農薬)	発火性または引火性の農薬(油剤・乳剤等の危険物)を保管 している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確 認し、その指示に従って保管している。また、危険物の表示 をしている。	日本の場合、消防法による危険物の指定数量管理が該当する (管理点19.1参照)。		
24.農薬の管理 24.4 農薬の保管	県認証 24.4.5	農薬の在庫管理	農薬の在庫台帳には、入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられ ており、記録から実在庫が確認できる。			

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	ХE
24.農薬の管理 24.5 農薬のドリ フト	県認証 24.5.2	ドリフト加害の防止	自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。	例えば、下記の方法がある。 ・風の強さ・風向き等、天候や時間帯の注意 ・散布の方向や位置の注意 ・細かすぎる散布粒子のノズルの不使用 ・適切な散布圧力 ・飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬の使用 ・近隣生産者とのコミュニケーション ・緩衝地帯を設ける		
25.肥料等の管理 25.1肥料等の選 択・計画	県認証 25.1.2	適切な施肥設計	② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。 ③ 施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。 1)過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係 2)土壌診断の結果 3)行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量 4)土作り(管理点15.3参照)の必要性 5)その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報	酸・加里・石灰・苦土、微量要素(ミネラル)等があるが、目的(品質向上・環境保全)により作物に適した項目を選択し、適切な周期(例えば野菜であれば作付前、永年作物であれば年に1回等)で実施するとよい。堆肥を使用する場合は、施肥設計において堆肥の成分寄与について考慮する。硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないよう、例えば、施肥量の削減、施肥時期の調整、緩効性資材や有機質肥料の施用、局所施肥や液肥等の施肥方法の工夫等を実施する。また、窒素肥料の施用により亜酸化窒素(N2O)の発生を抑制する方法として、例えば、石灰窒素、硝化抑制剤入り肥		

区分	番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	自己点検	メモ
25.肥料等の管理 25.1肥料等の選 択・計画	県認証 25.1.3	肥料等の安全性	① 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 ② 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 ③ 堆肥は、適切な発酵温度の確保などにより病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施している。 ④ 堆肥を扱った作業者、器具、設備、装置による農産物の汚染を防ぐ対策をしている。 ⑤ その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものを圃場に入れていない。	植物活性剤・忌避剤等)を含む。 ①放射性物質の確認が必要な肥料は、日本の場合、農林水産省より通達が出ているため、例えば販売業者やメーカーに確認して検査記録を入手する。 ②日本の場合、普通肥料が行政による公定規格に合格した肥料となる。農産物に危害を及ぼす要因としては、重金属類、化学物質、微生物等がある。 ③例えば、数日間70℃の発酵を続けている。 ④例えば、堆肥の散布後は着替え、手洗いをしてから収穫作		
25.肥料等の管理 25.2肥料等の使 用と記録	県認証 25.2.1	肥料等の使用記録	肥料等の使用について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所 (圃場名等) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法 (散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名			
25.肥料等の管理 25.3肥料等の保 管	県認証 25.3.4	肥料等の在庫管理	肥料等の在庫台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。 記録から実在庫が確認できる。ただし、計量が困難な肥料等 については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をして いる。	例えば、堆肥の量をトラックの台数で把握している。		